

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年5月24日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

（令和5年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
上田 美小枝	上田みさえと子供を守る会	令和5年3月31日
荻野 梓	あずさ後援会	令和4年12月31日
梶田 博之	すぎたひろし後援会	令和5年4月14日
平岡 利典	葉月会	令和5年4月12日
山本 秀和	山本秀和といるまを変える会	令和5年4月28日

※ 令和5年6月26日に受理期間を訂正しました。

（訂正前） 令和5年4月1日～4月29日 → （訂正後） 令和5年4月1日～4月30日